

# 定例教育委員会会議次第

日 時 平成 25 年 6 月 28 日(金)午前 9 時 30 分～

場 所 坂井市役所 第 2 別館

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案

議案第 11 号 坂井市幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について

議案第 12 号 坂井市適応指導教室設置要綱の制定について

- 5 その他
  - (1) 行事予定(7月分)について
  - (2) その他

定例教育委員会

議

案

議案第11号

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正に  
ついて

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成25年6月28日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

減免の対象となる世帯	当該園児の順位	減免額(年額)	
		小学校3年生までの子(兄弟)がいない世帯	小学校3年生までの子(兄弟)がいる世帯
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</li> </ul>	第1子	13,000円	—
	第2子	31,000円	22,000円
	第3子以降	49,500円	49,500円
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	第1子以降	49,500円	49,500円

」を

減免の対象となる世帯	当該園児の順位	減免額(年額)	
		小学校3年生までの子(兄弟)がいない世帯	小学校3年生までの子(兄弟)がいる世帯
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</li> </ul>	第1子	13,000円	—
	第2子	31,000円	22,000円
	第3子以降	49,500円	49,500円
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	第1子以降	49,500円	49,500円
上記以外	第3子以降	49,500円	—

」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則(平成18年教育委員会規則第14号)新旧対照表

改正案(新)				現行(旧)			
別表(第2条関係) 幼稚園保育料減免額				別表(第2条関係) 幼稚園保育料減免額			
減免の対象となる世帯	当該園児の順位	減免額(年額)		減免の対象となる世帯	当該園児の順位	減免額(年額)	
		小学校3年生までの子(兄弟)がいない世帯	小学校3年生までの子(兄弟)がいる世帯			小学校3年生までの子(兄弟)がいない世帯	小学校3年生までの子(兄弟)がいる世帯
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</li> </ul>	第1子	13,000円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</li> <li>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</li> </ul>	第1子	13,000円	—
	第2子	31,000円	22,000円		第2子	31,000円	22,000円
	第3子以降	49,500円	49,500円		第3子以降	49,500円	49,500円
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	第1子以降	49,500円	49,500円	震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	第1子以降	49,500円	49,500円
上記以外	第3子以降	49,500円	—				

議案第12号

坂井市適応指導教室設置要綱の制定について

坂井市適応指導教室設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成25年6月28日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

## 坂井市適応指導教室設置要綱

平成 年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

### (設置)

第1条 心理的又は情緒的理由により登校できない状態又は不登校傾向の状態にある児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)及びその保護者に対する適応指導、相談等を組織的かつ計画的に行い、学校への早期復帰を支援して不登校児童生徒の心理的発達及び自立に資することを目的として、坂井市適応指導教室(以下「適応指導教室」という。)を設置する。

### (名称、位置及び所管)

第2条 適応指導教室の名称、位置及び所管は次のとおりとする。

名 称	ステップスクール さかい
位 置	坂井市春江町為国西の宮 28 番地 春江研修センター内
所 管	坂井市教育委員会 学校教育課

### (事業)

第3条 適応指導教室は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 適応指導に関すること。
- (2) 学習指導に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 訪問指導に関すること。
- (5) その他坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めること。

### (対象児童生徒)

第4条 適応指導教室に通室できる児童生徒は、次のとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に在籍する児童生徒であって、不登校児童生徒が在籍する小中学校の校長の意見を聴き、教育長が適応指導教室における指導及び支援が必要と認め、かつ通室が可能な者とする。

### (開室日等)

第5条 適応指導教室の開室日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、坂井市立小学校及び中学校の管理規則(平成18年坂井市教育委員会規則第15号)第24条に定める休業日には開室しない。

- 2 適応指導教室の開室時間及び指導時間は、開室日の午前9時から午後4時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、開室日、開室時間及び指導時間を変更することができる。

### (指導員)

第6条 適応指導教室に指導員を置く。

- 2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。



(1) 専門的指導技術又は教員免許状を取得している者

(2) 教育長が適当と認める者

3 指導員は、第3条に規定する事業に従事する。

4 指導員の勤務日及び勤務時間は、教育長が別に定める。

(服務)

第7条 指導員の服務監督は、教育委員会が行う。

2 指導員は、指導監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 指導員は、その職務遂行のため、常に研究と研鑽に努めなければならない。

(通室手続き)

第8条 適応指導教室に通室を希望する児童生徒の保護者は、当該児童生徒が在籍する学校の校長(以下「校長」という。)へ適応指導教室通室願(様式第1号)を提出するものとする。

2 校長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適応指導教室における指導及び支援が必要と判断したときは、提出された当該通室願に適応指導教室通室申請書(様式第2号)及び児童生徒個人連絡票(様式第3号)に必要事項を記入し、通室願の写しを添えて教育長に提出するものとする。

3 教育長は、通室希望者について通室の可否を審査し、許可することが適当であると認める場合は、適応指導教室通室許可通知書(様式第4号)により校長及び保護者に通知するものとする。

4 適応指導教室に通室する児童生徒(以下「通室児童生徒」という。)の学籍は当該児童生徒が所属する小中学校(以下「学校」という。)に置くものとする。

5 適応指導教室通室願(様式第1号)及び適応指導教室通室申請書(様式第2号)は年度ごとに提出するものとする

(報告)

第9条 指導員は、通室児童生徒に関する毎月の出席状況、指導状況その他通室に関する状況を、当該月末に適応指導教室通室状況報告書(様式第5号)により校長に報告するものとする。この場合において、校長は、その旨を保護者に通知するものとする。

(通室の終了)

第10条 通室の終了は、通室児童生徒が在籍校へ復帰するとともに、その保護者から通室終了の申出があったときとする。

(通室日の出欠席の取り扱い)

第11条 通室児童生徒が通室した出欠席の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 指導要録については出席扱いとする。

(2) 出席簿については欠席扱いとする。

(通室方法等)

第12条 教育長は、通室児童生徒の通室について、通室方法及び通室経路を確認し、必要がある場合は保護者の同伴を求めることとする。

2 通室方法や通室往復途上における安全確保は、当該児童生徒の保護者の責任において行うものとする。

(事故の対応)

第13条 教室の管理下において通室児童生徒に事故が発生したときは、学校管理下における事故として取り扱うものとする。

(関係機関及び家庭との連携)

第14条 適応指導教室は、学校その他の関係機関及び家庭との連携を図り、円滑な運営に努めるものとする。

(経費)

第15条 適応指導教室の運営に係る経費は、原則として公費で負担する。ただし、通室児童生徒が個人で使用する教材費その他消耗品費等や通室するための交通費は、当該児童生徒の保護者が負担するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

平成 年 月 日

学校長 殿

保護者氏名 印

適応指導教室通室願

下記の児童生徒を適応指導教室に通室させたいので、同意書を添えて提出します。

記

学校名 学年・組	学校	年	組	保護者との 続柄	
ふりがな 児童生徒名		男・女		生年月日	平成 年 月 日
住 所	坂井市				
連絡先	自 宅 ( )				
	緊急時 — — (勤務先・携帯番号)				
児童生徒の様 子・適応指導 教室への要望 等					

同 意 書

上記のとおり、本児童生徒の通室に同意いたします。

なお、通室については、保護者が責任を持って十分な安全確保に努めます。

平成 年 月 日

住 所

保護者氏名 印

※通室方法 自家用での送迎・バス・電車・自転車・徒歩・その他 ( )

自宅から適応指導教室までの所要時間 (約 分)

様式第2号 (第8条関係)

第 号  
平成 年 月 日

坂井市教育委員会教育長 様

学校名

校長名

印

適応指導教室通室申請書

下記の児童生徒について、保護者から適応指導教室通室願が提出されましたので  
適応指導教室への通室を申請します。

記

学校名 学年・組	学校 年 組	担任名	
ふりがな 児童生徒名	男・女	保護者氏名	
住 所	〒 - 坂井市		
本人の状況			
学校での 取り組み			

# 児童生徒記録票

学年 生徒氏名

学校名

記入者

No.	項 目	ない	まれにある	時々ある	よくある
		0	1	2	3
<b>&lt;聞 く&gt;</b>		*	*	*	*
1	聞き間違いがある(「知った」を「行った」と聞き間違える)。				
2	聞きもらしがある。				
3	個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい。				
4	指示の理解が難しい。				
5	話し合いが難しい(話し合いの流れが理解できず、ついていけない)。				
<b>&lt;話 す&gt;</b>		*	*	*	*
1	適切な速さで話すことが難しい(たどたどしく話す。とても早口である)。				
2	ことばにつまったりする。				
3	単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする。				
4	思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい。				
5	内容をわかりやすく伝えることが難しい。				
<b>&lt;読 む&gt;</b>		*	*	*	*
1	初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える。				
2	文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする。				
3	音読が遅い。				
4	勝手読みがある(「いきました」を「いました」と読む)。				
5	文章の要点を正しく読みとることが難しい。				
<b>&lt;書 く&gt;</b>		*	*	*	*
1	読みにくい字を書く(字の形や大きさが整っていない。まっすぐに書けな				
2	独特の筆順で書く。				
3	漢字の細かい部分を書き間違える。				
4	句読点が抜けたり、正しく打つことができない。				
5	限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書かない。				
<b>&lt;計算する&gt;</b>		*	*	*	*
1	学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい(三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている)。				
2	簡単な計算が暗算でできない。				
3	計算をするのにとっても時間がかかる。				
4	答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい(四則混合の計算。2つの立式を必要とする計算)。				
5	学年相応の文章題を解くのが難しい。				
<b>&lt;推論する&gt;</b>		*	*	*	*
1	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい(長さやかさの比較。「15cm は150mm」ということ)。				
2	学年相応の図形を描くことが難しい(丸やひし形などの図形の模写。見取り図や展開図)。				
3	事物の因果関係を理解することが難しい。				
4	目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい				
5	早合点や、飛躍した考えをする。				
<b>&lt;動 く&gt;</b>		*	*	*	*
1	楽器(ピアノ、レコーダー等)の演奏が難しい。				
2	工作作業(折り紙、のり付け、粘土等)がぎこちない。				
3	道具の使用(箸、鉛筆、はさみ等)がぎこちない。				
4	陸上運動または器械体操が難しい。				
5	球技運動または縄跳びが難しい。				

<教科の学業成績のレベルを5段階で評定してください>

5. 優秀 4. 良好 3. 普通 2. やや不良 1. 不良

\*実施していない教科は空欄で結構です。

国語( )・算数/数学( )・理科( )・社会( )・英語( )

特徴的なことがあれば簡単に記入してください。

様式第4号 (第8条関係)

第 号  
平成 年 月 日

学校長  
(保護者 ) 様

坂井市教育委員会  
教育長



適応指導教室入室許可通知

下記の児童生徒が適応指導教室に入室することを許可します。

記

学校名 学年・組	学校 年 組	保護者氏名	
ふりがな 児童生徒名	男・女	保護者の続柄	
生年月日		通室開始日	平成 年 月 日
住 所	〒 - 坂井市		

様式第5号 (第9条関係)

平成 第 年 月 日

学校長 様

指導員 \_\_\_\_\_ (印)

適応指導教室通室状況報告書

貴校から適応指導教室に通室している児童生徒の状況について、下記のとおり報告します。

記

月	学校名 学年・組	学校 年 組	
	ふりがな 児童生徒名		
	適応指導教室通室日数	今月 日	合計 日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

適 応 指 導 教 室 で の 様 子	
--	--